

日本 e-Learning 学会 論文誌投稿規程

1. 目的

本学会誌はオンライン教育や e-Learning 教育・学習・実習・実技の教材・方法論, インターネットコンテンツ, IT 関連技術などに関する研究成果, 実践結果・調査報告並びに海外の論文・レター・事例の翻訳等を広く公開することを目的として刊行される。

2. 内容

学会誌は上記目的に適合する内容を持つ「論文」「レター」「事例報告」「翻訳」よりなる(以後総称して論文等と呼ぶ)。ここで

(ア) 「論文」は投稿者自身のオリジナルな研究・開発・検討・成果等の結果をまとめたもので, 新規性, 有用性, 信頼性に優れているものである。オリジナルな研究成果を含むレビューは「論文」とみなす。「論文」は一般の査読付「投稿論文」と編集委員会が依頼する「招待論文」からなる。

(イ) 「レター」は新しいアイデアの提案や問題提起, 研究の途中経過等を, 時期を失することなく公表するため速報性の高い内容を持つものとする。

(ウ) 「事例報告」はシステム構築やシステム運用等の事例報告(試験的・実験的システムも含む)を意味する。

(エ) 「翻訳」は海外において発表された「論文」「レター」「事例報告」等, 会員の役立つ情報を読みやすく日本語に翻訳したものである。

尚, 「論文」「レター」は印刷物並びに Web サイト等に未発表のものにかぎる。

3. 執筆者

論文等は少なくとも1名学会員を著者として含まなければならない。

但し, 編集委員会の推薦による「招待論文」を除く。

4. 言語

論文等は日本語もしくは英語とする。

5. 体裁

論文等は英文の場合 Title, Author, Affiliation, Keywords (less than five words), Abstract, Introduction, Body, Conclusion, References の順, 日本語の場合, 標題(和文及び英文), 著者(和文及び英文), 所属(和文及び英文), 英文アブストラクト, キーワード(5語以下), はじめに, 本文, おわりに, 文献, (著者紹介)の順に作成する。

(尚, 詳細に関しては別途記載の『執筆の手引き』並びに『投稿原稿サンプル』を参照のこと。)

6. 論文長

論文等の最終原稿は図・表を含みPDF形式で提出することとし, 原則として容量10MB以下とする。

7. 投稿方法

投稿時は別途記載された『執筆の手引き』に準じて, 作成された原稿を学会基準のPDFファイルに変換したファイル(変換手順は項目11を参照)を事務局に提出する。この際投稿者は, 投稿した論文等が前記2. 記載のどの種類での投稿かを記載するこ

と。

最終原稿はPDFファイルを事務局に提出する。(但し、ファイル変換等する際に費用が発生した場合は、投稿者の費用負担とする。)

8. 原稿の審査

エディターが選定した査読者を論文については2名、レターには1名を割り当て、査読者の査読結果をもとに編集委員会において採否の決定を行う。論文の審査は、基本的に次の3条件について査読を行う。

尚、事例報告・翻訳に関しては特にエディターを選定して査読者が査読を行わず、編集委員会にて査読を行い、審査の採否を決定する。

- (1) 新規性: 投稿の内容に著者の新規性があること。
- (2) 有用性: 投稿の内容が学術や産業の発展に役立つものであること。
- (3) 信頼性: 投稿の内容が読者から見て信用できるものであること。

これらの具体的内容は、「附則:査読の基準」に記載する。

投稿原稿が学会事務局窓口で受理された後の手順は次のとおりである。

- (a) 投稿原稿は編集委員会に渡され、内容を見て編集委員会がエディターを決定する。
- (b) エディターは2名(論文の場合)または1名(レターの場合)の査読者を選定する。
- (c) 査読者は査読の依頼を受けた日から論文の場合は3週間、レターの場合は2週間以内に査読結果をエディターに報告するよう最善を尽くさなければならない。編集委員会はエディターの報告に基づき、採否決定してその旨を著者に伝える。

採用原稿については、エディターが著者から最終原稿を受け取り、事務局にメールで引き渡す。(その際、CC に編集委員会を含める)

9. 審査結果の種別

論文・レターの審査結果は「採録」(提出論文等をそのまま掲載)、「軽微な修正後採録」(再査読を必要としない程度の修正を行った後に掲載)、「修正後再査読」(内容・体裁に疑義があるため、エディターや査読者などが指定した条件を満たせば掲載可能なもの)、「不採録」(掲載不可)に分類される。審査結果が「軽微な修正後採録」「修正後再査読」となった場合、3週間以内に訂正した原稿の再提出がない場合は、審査を受ける資格を失う。

10. 掲載料

学会誌に記載された論文等についての掲載料は無料とする。

11. 著作権

- (ア) 学会誌に掲載された論文等の著作権は本学会に帰属する。著作者は、論文等の採録が決定したら、本学会が定める著作権規定に従い、当該論文等の著作権を本学会に譲渡するものとする。
- (イ) 本学会は、(ア)項により譲渡された論文等を、本学会が発行する出版物、学会が作成する Web サイトまたは CD-ROM 等への掲載等を行うが、著作者は、本学会および本学会が利用許諾する者に対して、当該論文等の著作人格権を行使しないものとする。
- (ウ) 特別な事情により(ア)項の適用が困難な場合は、著作者はその旨を本学会に申し出るものとし、この場合の著作権の扱い

については著作者と本学会が協議する。

- (エ) 原稿に際しては、論文等として採録された場合に当該原稿の著作権が本学会に帰属することを、作者全員が同意しているものとみなす。従って、投稿者は共著者全員に本投稿規程と著作権規定を示し、この点に関する了解を得た上で投稿しなければならない。
- (オ) 採録後の掲載論文等について、著者自身による学術教育目的等での利用(著者自身による編集著作物への転載、掲載、WWWによる公衆送信、外国語への翻訳、配布等を含む)を認める。その際は本学会誌の誌名、巻号、ページ、出版日付等出典を明記すること。

平成 29 年(2017 年)12 月 19 日 改定

平成 29 年(2017 年) 6 月 1 日 改定

平成 17 年(2005 年) 7 月 1 日 制定